

電力自由化第2幕に向け不可欠な制度設計

原田 純一

英国に遅れること10年、わが国においても、2000年3月21日から大口需要家を対象とした電力小売りの部分自由化がスタートした。今、電力市場では、約2000件の業務用需要家を主要な対象として争奪戦が始まろうとしている。しかし、新規参入者から電気を買うことに漠然と不安を感じている需要家の動きは鈍い。電力自由化をさらに活性化するために、さらなる制度設計が不可欠である。

特別高圧需要家2000件の争奪戦？

英国に遅れること10年、わが国でも2000年3月21日から大口需要家を対象とした電力小売りの部分自由化がスタートした。契約電力2000キロワット以上で供給電圧2万ボルト以上の大口需要家は、従来の電力会社以外から電力を購入

できる機会を手にした。

これに該当する需要家の数は全国で8325件だが（1998年3月末時点）、現在の託送料金水準と新規参入者の発電コストを考慮すると、新規参入者が産業用電気料金より大幅に安い料金を提示するのは難しいとみられており、新規参入者のターゲットはもっぱら、電気料金の高い業務用特別高圧需要家である。

その数は全国で2276件（表1）。今、電力市場では約2000件の顧客の争奪戦が始まろうとしている。

新規参入者の動き

この機会に電力小売りビジネスを立ち上げようとする新規参入者の動きは活発である。

総合商社の丸紅は早々に小売り事業に参入することを表明した。

他にも、NTT+東京ガス+大阪ガスというユーティリティ企業連合、三菱商事などが参入を表明している。これら国内新規参入者に加えて、外国企業（米国エンロン社）も絡んできているというのが現在の状況である。

これらの事業者は、「単なる電気の小売り」をビジネスにしようとしているだけでなく、従来の電力会社が提供している自家発補給電力契約に替わる契約、電力価格変動リスクマネジメント、ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業など、電力という財を中心としたトータルなサービス提供を目指している。

迎え撃つ電力会社

他方、電力会社は、需要家離脱を食い止めるべく、大口需要家へ

表1 電力10社の特別高圧需要家数
（1998年3月末）

	産業用	業務用	合計
北海道電力	87	35	122
東北電力	505	68	573
東京電力	2,154	1,161	3,315
中部電力	910	164	1,074
北陸電力	151	12	163
関西電力	1,252	647	1,899
中国電力	446	47	493
四国電力	123	7	130
九州電力	375	106	481
沖縄電力	46	29	75
10社計	6,049	2,276	8,325

のだろうか。電力会社が予想以上に健闘しているのか、託送料金がまだ高いのか、新規参入者が魅力的な料金を提示できていないのか、その理由は明確ではない。

大口需要家なら、今どのような判断をしているだろうか。「電気を安く買えるチャンスが広がったということはよくわかった。しかし、電力会社を袖にして新規参入者から電気を買うのは何となく不安な感じがする」というのが正直なところではないだろうか。

電力小売り自由化を10年前に始めた英国では、よく「ショッピングアラウンド (shop around)」という言葉が使われる。この言葉には、「需要家が、いろんな電力会社や新規参入者が提供する電気を品定めして、気に入ったものを買う」という意味がある。

需要家が電力会社を変更するということは、需要家が電力会社をショッピングアラウンドするということである。デパートに春物の服を探しに行って、気に入った手頃な価格のものがあれば買うというのと同じである。もちろん、需要家は電力購入先を変更しても、今までどおりに同じ電気が供給されるし、何か予期できない不利益を被ったりすることはない。

英国電気事業規制局 (OFFER)

は需要家に対して、このような情報宣伝を徹底した。その結果、一般家庭の主婦からも「電気はショッピングアラウンドできるのよ」という言葉が出てくるまでに至った。需要家サイドに電力会社を離脱することへの不安はないように見受けられる。

わが国の今の状況はまさに、「需要家がショッピングアラウンドしづらい状況」ではないかと思われる。通産省は需要家に対して、「チャンスを主体的に活かした需要家にのみ利益が帰属する」と鼓舞し、需要家の自己責任や電力会社を選ぼうという態度によって安い電気料金が実現すると説明しているが、需要家はリスクに意外と敏感である。

需要家は、「今までと同じように (リスクを負わずに)、安い電気を買いたい」だけなのである。需要家の態度が電力自由化の成否を握ると思っているのは、関係者だけである。多くの需要家にとっては電気が安いことが重要であり、電力自由化が成功するかどうかはどうでもいい話である (関係者はその2つは同じことと思っているが)。

さらなる制度設計の必要性
そうすると、需要家を安心させ

るために、さらなる制度設計が必要なのではないか。現にわが国では、電力自由化の実効性を担保するための非常に重要な制度設計がなされないまま、この3月から部分自由化がスタートしている。

重要な制度設計は送配電部門にかかわるものが多いと考えられるが、整備されたのは託送料金に関する制度だけである。欧米の制度と比較しても、そこが欠落していることは明らかである。

今後、スケジューリング (需給を一致させること) に関するルール、電力価格設定に関するルール (市場を創設して価格決定を行う場合)、給電指令・系統運用に関するルールを設計していくことが必要になるであろう。

3年後に現在の制度が再検証され、電力自由化第2幕が始まるとするならば、まず必要になるのは残された部分に対する制度設計である。

『NRI Research NEWS』

2000年5月号より転載

原田純一 (はらだじゅんいち)
環境・エネルギーコンサルティング部
主任研究員